

用語の定義	
項目	小規模な倉庫の建築基準法上の取扱い
条文	建築基準法第2条第1項第1号
<p><u>土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、以下の(1)から(6)を全て満たすもの</u>については、建築基準法第2条第1号に規定する貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとする。</p> <p>(1) 外部から物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないもの。</p> <p>(2) 用途は防災用とする。</p> <p>(3) 1棟のおおむねの大きさ（下記の全ての条件を満たすもの） 高さ2メートル以下、幅2メートル以下、奥行き1メートル以下</p> <p>(4) 建築物に付属して、設置すること。</p> <p>(5) 設置できる合計床面積等 ・敷地面積が200平方メートル以下の場合は、2平方メートル以下とする。 ・敷地面積が200平方メートルを超える場合は、敷地面積の1パーセント以下かつ3棟程度までとする。</p> <p>(6) 風致地区内や壁面後退制限のある地区計画内 ・壁面距離を確保する。</p>	
関連通達・資料	平成27年2月27日付 国住指第4544号技術的助言 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例（2017年度版）1-1(1)建築物の定義